岩手県告示第290号

振動規制法の規定による地域及び規制基準等(昭和53年岩手県告示第335号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後			
別表第1			別	表第1		
	大船渡市、久慈市、陸	[略]			大船渡市、久慈市 <u>、遠</u>	[略]
	前高田市、釜石市、二				<u>野市</u> 、陸前高田市、釜	
	戸市、八幡平市、雫石				石市、二戸市、八幡平	
	町、岩手町、滝沢村、				市、雫石町、岩手町、	
	紫波町、矢巾町、金ケ				滝沢村、紫波町、矢巾	
	崎町、平泉町、大槌町、				町、金ケ崎町、平泉町、	
	山田町、岩泉町、野田				大槌町、山田町、岩泉	
	村、一戸町				町、野田村、一戸町	
	備考 この表において、	第一種低層住居専用地域、	第二種		備考 この表において、	第一種低層住居専用地域、第

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、進住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成20年3月11日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、進住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成21年7月31日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。